

警察手帳の取扱いに関する訓令の制定について（例規）

最終改正 令和 7. 4. 30 例規装第22号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

警察手帳の取扱いについては、警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号。（以下「規則」という。））の定めるところによっているが、このたび、これが取扱いの適正を期するため、別添のとおり、警察手帳の取扱いに関する訓令（昭和36年京都府警察本部訓令第8号。（以下「訓令」という。））を定め、次によりこの訓令の運用の円滑をはかることとしたから、取扱い上誤りのないようにせられたい。

記

1 警察手帳の貸与事務について（訓令第6条）

警察手帳の貸与又は貸与換えの手続については、警察官等の支給品及び貸与品に関する事務取扱いについて（昭和36. 1. 13：6京務第27号）の例規通達（以下「支給品及び貸与品の例規」という。）に定めるところにより行うものとする。

2 警察手帳の取扱いについて（訓令第4条）

(1) 本体

本体内側の名刺入れには、名刺の様式に関する訓令（昭和42年京都府警察本部訓令第4号）に定める名刺を、常に入れておくこと。

(2) 警察手帳ひも

警察手帳ひもは、径2ミリメートル、有効長800ミリメートルの黒色編ひもとし、ひもの端を本体の中央折り目右端の穴に確実に付け、他の端を、男性警察官にあつては制服上衣（上衣として着用する制服用ワイシャツを含む。）又は活動服の左胸ポケットのループ又はボタンに、女性警察官にあつては冬、合服上衣又はベスト着用時には、左腰ポケットの、活動服着用時には左側の手帳用ポケットの、夏服又は制服用ワイシャツ着用時にはズボンの左ポケットのループに結着し、余りのひもは、手帳に巻き付けてポケットに納めること。私服の場合は、服の適当な箇所に結着し、制服の場合と同様にポケットに納めること。

(3) 携帯

警察手帳は、規則第6条及び京都府警察処務規程（昭和30年京都府警察本部訓令第19号）第8条の定めるところにより、所属長が勤務の性質上、その必要を認めない場合を除き勤務に服する場合は、常に携帯しなければならない。

3 報告（訓令第5条）

訓令第5条第2項による報告は、遺失又は事故により破損した場合については装備課及び監察官室に、盗難にかかった場合は装備課、監察官室及び捜査第三課にそれぞれ報告するものとする。

資料としては、本人のてん末書及び事故の性質により幹部の事実調査書等を添付すること。

警察手帳の自然破損については、訓令第6条による貸与換えの申請をするをもって足り、本条による報告を要しない。

4 返納（訓令第7条）

警察手帳の返納に当たっては、支給品及び貸与品の例規に定める返納書を添えて装備課長あ

て送付すること。